



## 日・スウェーデン社会保障協定に関する説明会

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定（日・スウェーデン社会保障協定）が6月1日に発効する。それに伴い、5月13日、日本貿易会と日外協は合同説明会を開催。厚生労働省 年金局 和田康紀国際年金課長と、日本年金機構 事業企画部 高梨昭浩国際事業グループ長から同協定についての概要説明があり、その後、参加者との質疑応答が行われた。



企業などから海外に一時的に派遣される駐在員等には、日本と相手国の両方で年金制度への加入が義務付けられている場合がある。そのため、年金保険料を同時に2つの国に納めなければならない「二重負担」、相手国の年金保険料を納めていても老齢年金受給のために必要な加入月数を満たすことができない「年金受給資格」の問題が生じていた。社会保障協定は、これら2つの問題を解決することを主な目的としている。

スウェーデンとの協定では派遣期間が5年以内の見込みの駐在員などは、日本の年金制度にのみ加入することになる。

また、両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立できる。年金額は両国それぞれの保険期間に応じた額になる。

なお、発効後は日本の年金事務所の窓口でスウェーデン年金の申請が可能となる。

\*

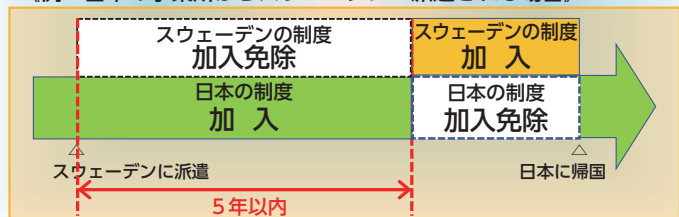
この協定が発効することにより、企業および

### 日・スウェーデン社会保障協定のポイント① ～二重負担の解消～

#### 適用調整のルール

- **就労している国の制度のみに加入**することが**原則**となります。
- ただし、**一定条件**（予定された派遣期間が5年を超えない等）を満たす者は、**例外的に派遣元国の制度のみに加入**することとなります。

《例：日本の事業所からスウェーデンへ派遣される場合》



出所：説明会資料から抜粋

駐在員等の負担が軽減され、日・スウェーデン両国間の人的・経済的交流が一層促進されることが期待される。

今年2月1日にはフィンランドとの間で社会保障協定が発効（1月17日、合同説明会を実施）。今回のスウェーデンとの協定が発効すると、日本にとって22番目の社会保障協定となる。

（日外協 業務部主幹 中野裕道）

「日・スウェーデン社会保障協定に関する説明会」

関係資料公開→

